

大分県産業科学技術センター

「公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応等に関する規程」について

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人が配分する公募型の競争的資金を受ける場合、配分を受ける研究機関は、以下の2つのガイドラインに適合した内規等を作成する必要がある。

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定」
2. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン平成26年8月26日文部科学大臣決定」

平成29年度ではJSTの地域産学バリュープログラムが対象事業である。

地域産学バリュープログラムを平成30年度継続させるためには、現在のセンター内規では適合できていない項目を平成29年度中に適合させる必要があるため、以下のとおり規程を定める。

【現行】

大分県産業科学技術センター「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に関する規程を廃止する。

【新規】

大分県産業科学技術センター「公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を新規に施行する。

現行の規程は、上記1.のガイドラインに対応するために制定しており、上記2.のガイドラインには対応していない。現行の規程の一部改正で上記2.のガイドラインに適合させることは困難であるため、新規に規定を定めるもの。

大分県産業科学技術センター

公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県産業科学技術センター（以下「センター」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定」（以下「研究費管理GL」という。）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン平成26年8月26日文部科学大臣決定」（以下「不正行為対応GL」という。）に基づき、公的研究費による研究における不正行為防止に必要な体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「配分機関」とは、競争的資金を配分する国の各省庁又は国の各省庁が所管する独立行政法人をいう。
- (2)「公的研究費」とは、配分機関から配分される公募型の研究資金をいう。
- (3)「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、公的研究費の不正使用並びに、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
 - 一 公的研究費の不正使用
故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は交付の決定の内容やこれに付した条件に違反して公的研究費を使用すること。
 - 二 捏造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - 三 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - 四 盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4)「最高管理責任者」とは、センター全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者をいう。
- (5)「統括管理責任者」とは、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する指導責任と権限を持つ者をいう。
- (6)「コンプライアンス推進責任者」とは、総括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、不正等の未然防止、業務の適正化及び効率化に関して、実務上の責任と権限を持つ者をいう。
- (7)「研究倫理教育責任者」とは、研究者等に対する研究倫理を担当する実質的な責任と権限を持つ者をいう。
- (8)「研究データ管理責任者」とは、研究データの保存・開示を担当する実務上の責任と権限を持つ者をいう。
- (9)「研究不正調査責任者」とは、研究活動における不正行為の告発・調査を担当する実質的な責任と権限を持つ者をいう。
- (10)「コンプライアンス教育」とは、不正行為を事前に防止するために、研究員に対し、自身が取り

扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育をいう。

- (11) 「研究倫理教育」とは、不正行為を事前に防止するために、研究者等に求められる倫理規範を習得等させるための教育をいう。

(体制と役割)

第3条 この規程で定める管理責任者等の役職は、別表1のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
 - (2) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
 - (3) 統括管理責任者は、不正防止対策において、センター全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高管理責任者に報告する。
 - (4) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各担当における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者に報告する。
 - (5) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全てのセンター職員に対し、コンプライアンス教育を実施するとともに、適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
 - (6) 研究倫理教育責任者は、センター職員に対し研究倫理教育を定期的実施するとともに、その受講状況を管理監督する。
 - (7) 研究データ管理責任者は、統括管理責任者の指示の下、それぞれの担当における研究データの保存・開示に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者に報告する。
 - (8) 研究不正調査責任者は、第10条で設置した通報窓口に通報事案が生じた場合、告発の内容を確認し状況を管理監督するとともに最高管理責任者に報告する。
- 2 センター職員は、公的研究費の使用にあたり社会に対して説明責任があることを十分自覚し、研究倫理教育を受講するとともに、別に定める「大分県産業科学技術センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範」を遵守しなければならない。

(相談窓口)

第4条 公的研究費の事務処理、研究不正に関する相談窓口は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経理及び出納業務に関する相談窓口は、管理担当に置く。
- (2) 申請・報告及び使用に関するルール等の相談窓口は、企画連携担当に置く。
- (3) 研究不正に関する相談窓口は、企画連携担当に置く。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費に関わる不正防止の総合的な推進を図るため、具体的な不正防止計画を別途策定することとする。

2 最高管理責任者は、必要に応じ不正防止計画を見直すものとする。

3 最高管理責任者は、企画連携担当に防止計画推進部署を置き、自ら率先して不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(公的研究費の管理)

第6条 公的研究費は研究者に代わってセンターが運営・管理するものとし、経費に関する事務はセンター管理担当が所掌する。

- 2 経費に関する事務は、大分県会計規則に基づいて執行するとともに、関係法令及び配分機関が定める公的研究費に関する各種の規程等を遵守しなければならない。
- 3 公的研究費により購入した設備、備品、図書等の所有権及び管理は、大分県の関係法令及び配分機関が定める公的研究費に関する各種の規程等に従う。

(研究データの保存と開示)

第7条 研究活動によって生じた研究データは、研究成果等に対する第三者による科学的根拠に基づく検証の可能性を担保できる方法で各センター職員が整理し、保存するものとする。

- 2 研究データの保存方法・期限は、研究分野の特性、権利を主張する知的財産の存続期間その他の実情に合わせ、当該研究終了から原則5年を下回らない範囲で、研究データ毎に各センター職員が設定するものとする。ただし、当該情報等の取扱いについて別段の定めがある場合はその限りでない。
- 3 センター職員は、研究データ管理責任者の指示があった場合には、研究データを開示するとともに内容の詳細について説明しなければならない。
- 4 研究データ管理責任者は、研究データの開示を指示する場合、開示する研究データの範囲、開示の対象者を、当該センター職員に対して明確にする。

(業者からの誓約書)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費の執行にあたり取引がある業者に対して、不正に関与しないこと等を明記した誓約書(様式第1号)を徴収する。ただし、以下の者に対しては、取引実績とセンター職員と業者の緊密な状況が生じ難く不正のリスクが低いことを考慮し、誓約書の徴収を免除する。

- 一 競争入札の参加資格を有する者。
- 二 取引の地域が広範囲にわたり、主に発注手段としてWebサイトを活用し、また、納品手段として運送業者を使用する者。

(内部監査の実施等)

第9条 公的研究費の適切な運営・管理のため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員と防止計画推進部署が連携して行うものとする。

(通報窓口の設置)

第10条 センターに、センター内外からの公的研究費の不正使用や不正経理、及び研究の不正行為等に関する通報窓口を次により設置する。

書面送付先：大分県大分市高江西1丁目4361-10

大分県産業科学技術センター 次長宛

電子メール送付先：tsuho@oita-ri.jp

- 2 通報窓口の責任者には、研究不正調査責任者をもって充てる。
- 3 研究不正調査責任者は、通報窓口の設置について、センターのウェブサイトに掲示し周知する。
- 4 通報窓口の事務は、企画連携担当で行う。

(告発の方法と受理)

第11条 不正行為等に関する告発を行う者(以下「告発者」という。)は、通報窓口に対して、原則として書面の郵送、電子メールの送付または面談により、不正行為等の内容を告発する。

- 2 研究不正調査責任者は、告発を受けた場合において、告発内容に相当な合理性があり、かつ研究費管理GLまたは不正行為対応GLに該当する告発であるときは、これを受理する。
- 3 研究不正調査責任者は、告発を受けた日から20日以内に、告発を受理するときはその旨を、受理しない場合はその旨及びその理由を、告発者に通知する。
- 4 研究不正調査責任者は、告発を受理したときは、「大分県の機関の職員等からの公益通報等の処理に

関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、その内容を速やかにセンターを所管する人事担当課及び配分機関に報告するものとする。

- 5 告発を受理した場合の第12条から第20条までの調査・認定・報告等(以下「本規程の調査等」という。)については、要綱第3の3項に規定する総合調整窓口(総務部人事課)と連携して取り組む。
- 6 要綱による総合調整窓口が直接的に行う調査等と、本規程の調査等が重複する場合や、要綱による調査等の妨げとなる場合は、本規程の調査等の一部又は全てを行わなくてよい。

(予備調査委員会)

第12条 最高管理責任者は、告発の受理及び本規程の調査等の実施が妥当とされる場合は、次に掲げる者で構成される予備調査委員会を組織する。ただし、予備調査委員会の組織にあたっては、告発者及び告発等に係る該当者その他調査の対象となる者(以下「調査対象者」という。)と直接の利害関係を有している者は、予備調査委員とすることはできない。

- 一 統括管理責任者
- 二 研究不正調査責任者
- 三 その他、必要と認めて最高管理責任者が指名する者

(予備調査)

第13条 予備調査委員会は、告発の内容の信憑性や合理性などの本調査の必要性について調査を行い、告発を受理した日から30日以内に本調査の実施の要否を決定する。

- 2 最高管理責任者は、第11条の通報等の報告及び前項の規定による調査の実施の要否を、速やかに配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、第1項の規定に基づき本調査を実施することを決定したときは、本調査の開始を告発者に通知するものとし、本調査を実施しないときは、本調査しない旨とその理由を告発者に通知する。

(調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、前条第1項の規定に基づき本調査を実施することが決定されたときは、前条4項の通知日より30日以内に調査委員会を組織し、本調査を開始する。

- 2 最高管理責任者は、次に掲げる者で構成される調査委員会を組織する。なお、調査委員会の公正かつ透明性を確保する観点から、過半数はセンターに属さない者を含む委員で構成するものとする。ただし、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有している者は、調査委員とすることはできない。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 研究不正調査責任者
 - 三 その他、必要と認めて最高管理責任者が指名する者

- 3 最高管理責任者は、調査委員会を設置した後、告発者及び調査対象者に対して、委員の氏名及び所属等の情報を含む調査委員会の構成を通知する。
- 4 告発者又は調査対象者は、調査委員の構成に疑義があるときは、前項の通知が発せられた日から7日以内に異議を申立てることができる。
- 5 最高管理責任者は、前項の異議が妥当であると認められるときは、異議に該当する委員を変更することができる。

(本調査)

第15条 調査委員会は、調査方針及び調査方法等について明確にするとともに、配分機関と連携しながら本調査に取り組む。

- 2 調査委員会は、通報等に係る内容について、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の

程度等について調査するものとする。この場合において調査委員会は、調査対象者が関与する他の事案においても不正行為等の有無等について調査すべきと思料する場合は、その事案について調査を行うことができる。

- 3 調査委員会は、調査対象者に対して事情聴取、関係資料の提出、事実の証明その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、センターが所管する資料等であって調査に必要なあらゆるものを調査することができる。
- 5 調査委員会は、調査対象者に対して調査の対象となっている事案に関する公的研究費の執行停止と研究活動の停止を要求することができる。ただし、この要求は、必要最小限に止めなければならない。

(調査への協力等)

第 16 条 調査対象者は、予備調査及び本調査に協力するものとし、誠実に対応しなければならない。

センターの職にあった者は、退職後においても同様とする。

- 2 調査に必要な情報もしくは資料等を知っている者は、調査委員会からの求めに応じその調査に協力しなければならない。
- 3 前条第 5 項に規定する公的研究費の執行停止、研究活動の停止の要求を受けた調査対象者は、共同研究相手等の影響にも十分配慮し、誠実に対応しなければならない。

(悪意の通報)

第 17 条 調査委員会は、その調査の過程において通報等が、不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的、その他の不正の目的の通報（以下「悪意の通報等」という。）であったと判断した場合であって、相当の調査を行っても不正の事案が見いだされない場合は、その調査を中止することができる。ただし、悪意の通報等であるとの判断を行う場合、調査委員会は告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定)

第 18 条 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について認定し、最高管理責任者に答申する。

- 2 調査委員会は、本調査開始後 150 日を経過するまで、第 1 項に基づく認定をしなくてはならない。ただし、特段の事情がある場合には、配分機関と協議して認定の日を延長することができる。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会からの答申に基づき、調査対象者及び告発者に対して調査結果を通知する。
- 4 最高管理責任者は、調査結果を配分機関へ報告する。調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、また、前条における悪意の通報等であると認定された場合についても、速やかに配分機関に報告する。

(異議申立て・再調査)

第 19 条 告発者又は調査対象者は、前条の調査結果の通知から 14 日以内に限り、最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。ただし、一の通報等に係る調査結果に対して、同一証拠を用いて同一趣旨の異議を申し立てることはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、配分機関に報告し、調査委員会にその内容を審査させるものとする。
- 3 調査委員会は、前項の審査において再調査の必要性を認めた場合、再調査を行うものとする。最高管理責任者は、異議申立ての却下又は再調査の開始を配分機関に報告する。また、異議申立ての内

容が新たに専門性を要すると判断した場合は、配分機関と協議し委員を交代若しくは追加することができる。

- 4 調査委員会は、前項の再調査を行う場合、異議申し立ての日から 120 日以内に調査内容の認定をし、最高管理責任者に答申する。最高管理責任者は、答申に基づき調査対象者及び告発者に対して調査結果を通知する。

(調査結果の最終報告)

第 20 条 調査委員会は、第 18 条 5 項又は前条 4 項による最後の通知の後、告発者又は調査対象者から有効な異議申し立てがなく、その内容が確定した場合、証拠となる書類も含む最終報告書を作成し、最高管理責任者に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項による最終報告書に基づき、最終報告を受けた日から 20 日以内にその調査結果を配分機関に通知する。

- 3 最高管理責任者は、最終報告書で不正行為等が行われたとの認定がなされたときは、調査対象者に対し当該研究活動の停止を命ずることができる。

(不正行為に対する処分)

第 21 条 不正があると認定された場合の調査対象者に対する処分は、要綱第 7 に従う。

- 2 不正行為に関与した業者に対しては、「大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づき処分を行うものとする。

(報告)

第 22 条 最高管理責任者は、最終報告書で不正があったと認定された場合、最終報告書を受けた日から 50 日以内に、配分機関に対して不正発生要因及び競争的資金等における管理・監査体制の状況並びに再発防止計画等を記載した報告書(様式第 2 号)を提出するものとする。ただし、第 11 条 6 項により本規程の調査等の一部又は全てを行わなかった場合で、様式第 2 号に示す報告の項目のうち、総合調整窓口による調査結果の内容に含まれまい項目は、記載しなくてよい。

- 2 前項のほか、最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を行うことができる。

(調査結果の公表)

第 23 条 調査結果の公表の方法及び内容は要綱第 9 に従う。なお、公表の内容については、配分機関から要請がある場合は、要綱の趣旨に反しない範囲で総合調整窓口と協議の上決定する。

(情報の漏えいの禁止)

第 24 条 告発の処理に従事する職員及び予備調査委員会及び調査委員会の委員は、告発を処理するにあたって知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、告発者、告発内容、調査過程の情報の漏えいを防止するための適切な処置をとるものとする。

(告発者等の保護)

第 25 条 告発者又は告発内容に係る関係者に対して、告発をしたこと又は告発や調査に関係したことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、告発者又は告発内容に係る関係者に不利益が及ばないように適切な処置をとるものとする。

(委員会の事務)

第 26 条 予備調査委員会及び調査委員会に関する事務は、第 10 条の通報窓口を所掌する部署で行う。

(その他)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費による研究における不正行為防止に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

本規程での責任者	センター役職
最高管理責任者	センター長
統括管理責任者	センター次長
コンプライアンス推進責任者	企画連携担当総括
研究倫理教育責任者	センター次長
研究データ管理責任者	各担当総括
研究不正調査責任者	センター次長

誓約書

大分県産業科学技術センター
センター長 殿

所在地
商号又は名称
取引責任者 印

大分県産業科学技術センターに係る入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、以下の事項について誓約します。

- 1.大分県及び大分県産業科学技術センターの規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2.大分県産業科学技術センターの内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3.不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4.大分県産業科学技術センターの職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報すること。

(配分機関 殿)

大分県産業科学技術センター
センター長 印

〇〇〇の不正等について(報告)

平成 年度(競争的資金等の名称)において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 経緯・概要
- 2 調査
 - (1) 調査体制
 - ・調査委員会の構成
 - (2) 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象
 - ・調査方法・手順
- 3 調査結果
 - (1) 不正等の種別(架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求、捏造、改ざん、盗用等)
 - (2) 不正等に関与した研究者
 - ・氏名(所属・職)
 - ・研究者番号
 - (不正が捏造、改ざん、盗用の場合にあつては、特定不正行為があつたと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者(氏名(所属・職)、研究者番号)も記載)
 - (3) 不正等が行われた研究課題
 - ・制度名・研究種目名
 - ・研究期間
 - ・研究課題名
 - ・研究代表者氏名(所属・職)
 - ・研究者番号
 - ・交付決定額又は委託契約額(単位:円)
 - 平成 年度: 円
 - 平成 年度: 円
 - 平成 年度: 円
 - ・研究組織(研究分担者氏名(所属・職・研究者番号))

(4) 不正等の具体的な内容 (※ 可能な限り詳細に記載すること。)

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額 (該当する研究課題ごとに該当する年度分作成)

平成 年度 (内訳)

(単位：円)

費目	交付決定額又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切 使用額
物品費				
旅 費				
謝金等				
その他				
直接経費計				
間接経費				
合 計				

※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4□これまで行った措置の内容

(競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等)

5 不正等の発生要因と再発防止策

- (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

(例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料 (証憑類等) 等)